

令和 8 年度 生活習慣病重症化予防受診勧奨事業等補助業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度 生活習慣病重症化予防受診勧奨事業等補助業務委託

2 業務の目的

生活習慣病重症化予防受診勧奨事業及び歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨事業（以下「生活習慣病重症化予防受診勧奨事業等」という。）において、レセプトによる受診履歴等の確認並びに該当者への受診勧奨通知の送付及び電話による受診勧奨に係る業務の補助を委託することで、生活習慣病重症化予防受診勧奨事業等の効率的な実施を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 実施場所

大分県後期高齢者医療広域連合事務局内

5 実施時期

業務日 受注者と発注者で協議のうえ、決定する日

業務時間 受注者と発注者で協議のうえ、決定する時間

6 業務に従事する者の資格

業務に従事する者は、保健師又は看護師等の資格を有し、保健指導を実施することができる者とする。

7 業務の内容・手順

(1) 受注者は、実施場所において、次の①～⑤の業務を行う。

①レセプトによる受診履歴及び受診時の検査・処方内容等の確認

②該当者への受診勧奨通知の送付

③該当者への電話による受診勧奨

④その他生活習慣病重症化予防受診勧奨事業等に係る事務

⑤上記①～④に係る記録（受診状況、前年度までのフォロー状況、健康診査及び歯科口腔健診の経年状況、勧奨内容・結果等）

(2) 受注者は、当該月の業務終了後、業務報告書及び業務完了届を発注者に提出し、発注者の検査を受ける。

(3) 受注者は、検査合格後、発注者に委託料を請求するものとする。

(4) 発注者は、請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る金額を支払うものとする。

8 その他

- ①本業務に係る個人情報の取扱いは慎重かつ丁寧に行い、紛失等のないよう細心の注意を払うこととし、業務を通じて知り得た個人情報はいかなる情報も第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- ②大分県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ③本業務に必要な物品は発注者が準備する。
- ④受注者が本業務に従事するにあたり、本業務に必要な範囲で後期高齢者医療連合電算処理システムを始めとする関係システムを使用することを認めるものとする。
- ⑤損害等が発生した場合、受注者は迅速かつ的確に対応し、速やかに発注者に報告するものとする。
- ⑥受注者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- ⑦この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者で協議のうえ、決定する。

【参考】

業務内容別1ヶ月あたり処理件数

※令和7年度の実績より算出

単位：件

業務／事業	生活習慣病重症化予防受診勧奨事業	歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨事業
①レセプトによる受診履歴及び受診時の検査・処方内容等の確認	51.1	9.85
②該当者への受診勧奨通知の送付	41.3	9.85
③該当者への電話による受診勧奨	28	9.85
④その他生活習慣病重症化予防受診勧奨事業等に係る事務	—	—
⑤上記①～④に係る記録	—	—